障がいのある方の幸せ度を高めるために、私たちにできること

令和2年度福祉助成金を募集します

応募期間

令和元年10月1日(火曜日)から令和元年11月30日(土曜日)※当日消印有効

ヤマト福祉財団は「障がいのある方々の収入が増えれば、豊かで幸せな人生の夢を実現できる」と信じています。

そこで、利用者さんの給料増額を目指す福祉施設が「経済的な自立」を向上するためのお手伝いとして、新規事業の立ち上げや生産性向上に必要な設備などの購入を支援する助成金事業と、障害のある方々の福祉を増進する効果的な事業に対して助成金を支給しています。

応募される施設・団体は、裏面の募集要項をご確認の上、申請書を提出ください。

平成29(2017)年ジャンプアップ助成先

カシスのしずく

ニンニク生産増大ならびに収益拡大資金

平成30(2018)年ステップアップ助成先

五島あすなろ作業所

麺研磨機・シュリンク機購入資金

平成29(2017)年ジャンプアップ助成先

早月農園

柑橘運搬用モノレールの修復およびジャム・マーマレード製造機の購入資金

平成29(2017)年ジャンプアップ助成先

農場たつかーむ

養鶏場ハウス鶏舎整備資金

障がい者給料増額支援助成金

・ジャンプアップ助成金(定額500万円)

すでに障がい者の給料増額に一定の実績がある事業所・施設に対し、さらに多くの給料を支払うための事業資金のうち、不足する自己資金の一部として定額500万円を助成します。

・ステップアップ助成金(上限200万円)

障がい者の給料増額に努力し、全国平均以上の給料支給実績がある事業所・施設に対し、より多くの給料を支払うための事業の開始、設備の導入などに1件上限200万円まで助成します。

障がい者福祉助成金

会議・講演会・研修・出版・啓発・調査・研究・スポーツ・文化事業等に1件最大100万円まで助成します。

対象となる事業を一つ選択し、応募してください。

令和2年度　福祉助成金の応募方法について

【令和2年度　福祉助成金募集要項】

障がい者給料増額支援助成金

ジャンプアップ助成金

募集内容

①助成金額　定額500万円

②助成件数　10件程度

③助成対象事業

・障がい者の給料増額のモデルとなる本格的なしくみを取り入れた事業

・総事業費600万円以上の事業を対象にします ※1

・現在ある備品等の代替費用および材料費等の消耗品は対象になりません

※1 差額は自己資金とし、地元の信用金庫等から融資を受ける事業を最優先に助成します

応募要件

①平均給料一人当り既に月額2万円以上支給していること ※2

(就労継続支援A型事業所は月額8万円以上)

②平成30(2018)年4月から1年間の給料支給実績がない事業所・施設は対象になりません

③令和3年2月末日までに事業を完了し、助成金を受給すること

④助成対象となる事業所・施設

・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所・生活介護事業所、地域活動支援センター

・最低賃金減額特例許可申請施設は応募対象外です

※2 年間給料総支給額÷(期末在席数×12ヶ月)

　　年間給料総支給額÷(期末定員数×12ヶ月)

　　どちらかで試算した月額平均給料が2万円以上

　　(就労継続支援A型事業所は8万円以上)支給していれば可

障がい者給料増額支援助成金

ステップアップ助成金

募集内容

①助成金額　上限200万円

②助成件数　20件程度

③助成対象事業

・障がい者の給料増額に効果的な事業、設備に限ります

・現在ある備品等の代替費用および材料費等の消耗品は対象になりません

応募要件

①厚生労働省が発表した平成29年度全国平均工賃月額15,603円以上(就労継続支援A型事業所は、74,085円以上)を支給していること ※3

②平成30(2018)年4月から1年間の給料支給実績がない事業所・施設は対象になりません

③令和3年2月末日までに事業を完了し、助成金を受給すること

④助成対象となる事業所・施設

・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所・生活介護事業所、地域活動支援センター

・最低賃金減額特例許可申請施設は応募対象外です

※3　年間給料総支給額÷(期末在席数×12ヶ月)

　　 年間給料総支給額÷(期末定員数×12ヶ月)

　　 どちらかで試算した月額平均給料が15,603円以上

　　(就労継続支援A型事業所は74,085円以上)支給していれば可

障がい者福祉助成金

募集内容

①助成増額　1000万円

　　　　　　1件あたり最大100万円

②助成対象事業

・会議・講演会・研修・出版・啓発・調査・研究・スポーツ・文化の事業等

応募要件

①令和3年2月末日までに完了する事業に限ります

②波及効果の望める事業を優先します

応募方法について

提出書類・添付資料

ヤマト福祉財団のホームページより

「応募様式(申請書PDF、添付資料NO1・NO2エクセル表)」をダウンロードできます。

詳細、応募方法などもホームページを参照ください。

応募期間

令和元年10月1日(火曜日)から令和元年11月30日(土曜日)※当日消印有効

選考結果の通知

財団の選考委員会(令和2年3月予定)で選考し、その結果を文書にて通知します(ホームページにも掲載)。

提出書類、添付資料など、詳細はホームページをご覧ください↓↓

<https://www.yamato-fukushi.jp/>

お問合せ・提出先

郵便番号104-0061

東京都中央区銀座2-12-18ヤマト銀座ビル7階

公益財団法人ヤマト福祉財団　助成金事務局あて

電話番号

03-3248-0691

FAX番号

03-3542-5165